週休2日制工事実施要領

（趣旨）

第１条 本要領は、福知山市が発注する建設工事において、週休2日制工事を実施するために必要な事項を定めるものである。

（目的）

第２条 建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

（対象工事）

第３条 原則、福知山市が発注する全ての工事を対象とする。ただし、通年維持工事等の単価契約で行う工事、又は短期間で作業の終了する工事等週休2日制になじまない工事は対象外とする。

（用語の定義）

第４条 本要領における用語の定義は次のとおりとする。

（１） 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、雨天や降雪時等による現場閉所・災害応急対応等・異常気象時における安全パトロール及び現場見学会等の行為日数も現場閉所日に含むものとする。

（２） 休日

各技術者及び技能労働者毎に現場（現場事務所含む）で作業していない日をいう。

（３） 現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。

（４） 現場終了日

工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

（５） 後片付け期間

工事の全部又は一部の完成に際して、自主検査のみの期間を含み、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間をいう。

（６） 施工に必要な期間

現場着手日から現場終了日までをいう。ただし、後片付け期間及び以下の日数は施工に必要な期間から除くものとする。

ア年末年始（12月29日～1月3日）及び夏季休暇（3日間）

イ工場製作のみの日数

ウ工事事故による不稼働日数

エ工事の全面休止日数

オ「猛暑期間における現場施工回避」として設定した日数。

（７） 週休２日

施工に必要な期間内の全ての週で、土曜日、日曜日及び祝日（以下「土日祝」という。）が現場閉所された状態をいう。

（実施方法）

第５条　原則、週休2日に取り組むものとし、実施方法は次のとおりとする。

（１）発注者は、入札段階（特記仕様書又は現場説明書）で、週休2日制工事であることを明記する。

なお、当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。

（２）受注者は契約後、週休2日を達成するための工程を計画し、現場閉所日が確認できるよう施工計画書の工程管理表へ反映させ、監督職員に提出する。

「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間については、受発注者間の協議により決定する。

なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成すること。

（３）工事契約後、施工に必要としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間（現場作業が不可能な期間）が生じる場合は、受発注者間で協議し、現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら、休日の確保に取り組む期間を決定するとともに、休日取得計画を記載した計画工程表を提出すること。作業連絡記録等（任意洋式）で個人毎に週毎の土日祝の合計日数以上に休日を確保したことが確認できれば、当該期間においても現場閉所したものとする。

（４）受注者は、毎月の工事履行報告書に現場閉所日を確認できる資料を添付するものとし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析の上、改善に取り組むものとする。

（５）受注者は天候不良等で受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合、土日祝に代わる現場閉所日を同一の週で指定し、事前に書面にて監督員へ連絡すること。同一の週に土日祝の合計数以上の現場閉所を行うことにより、土日祝を現場閉所

したものとする。

（６）監督職員と協議を行わずに、やむを得ない事情以外で予定していた現場閉所日を変更した場合は、現場閉所日数に含めない。

（７）受注者は、週休2日の取組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

（８）施設管理者の承諾を前提に週休２日制工事である旨を仮囲い等に明示することで「見える化」に努める。

（確認方法）

第６条 確認方法は次のとおりとする。

（１）受注者は、現場終了日以降速やかに、現場閉所日数が確認できる資料（任意様式、閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等。）を「工事打合せ簿」による報告とあわせて監督職員に提示すること。なお、「工事打合せ簿」には現場閉所率等を記載すること。

（２）発注者は、提示された資料により現場閉所日数の割合等を確認する。

（積算方法等）

第７条 積算方法と設計変更は次のとおりとする。

（１） 補正方法

【全ての工事（治山林道工事を除く）】

週休2日の実施状況に応じた積算上の補正は行わない。

【治山林道工事】

補正項目及び補正率については、工事毎の積算基準に準ずることとする。

（２） 積算方法

治山林道工事について、週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で、予定価格を作成するものとする。

（３） 変更方法

治山林道工事について、実績により週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、精算時にそれぞれの経費等に対応する補正係数を乗じて契約金額を変更する。

（工事成績評定）

第８条工事成績評定について

施工に必要な期間内で現場閉所日数の割合（現場閉所率）が28.5%（8日/28日）未満となる等、明らかに週休2日制工事に取組む姿勢が見られなかった場合、工事成績評定の工

程管理（「現場休業日の確保」）を評価しない。

（その他）
第９条
　受注者は、週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合せ簿によりその理由を監督職員に報告すること。
　また、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日祝の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

附則
本要領は、令和７年４月　１日から適用する。
週休２日制工事試行要領（令和５年11月１日試行）は廃止する。
附則
令和７年10月１日改定
令和８年 ６月１日改定
令和８年10月１日改定